

輪島市監査公表第2号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、輪島市監査基準に準拠し執行した監査の結果について、同条第9項及び同基準第17条の規定に基づき、次のとおり公表します。

令和6年3月27日

輪島市監査委員 飛岡 穰

輪島市監査委員 一二三 秀仁

定期監査結果報告

1 監査の種類

財務監査及び行政監査

2 監査実施日

令和5年10月27日及び令和5年12月20日

3 監査の対象

輪島市立三井小学校、輪島市立大屋小学校、教育委員会事務局

4 監査の着眼点

- (1) 事務事業が法令や条例等に従って適正に行われているか
- (2) 資料等の計数が正確であるか
- (3) 最小の経費で最大の効果を挙げているか
- (4) 能率的な事務処理が行われているか
- (5) 所期の目的を達成し効果を上げているか
- (6) 前回監査等での指摘事項、意見に対する措置状況について

5 監査の実施内容

令和5年度の事務事業（令和4年度の関連分を含む）について、事前提出された監査資料を財政的観点に基づき審査し、関係職員から説明を聴取し実施した。また、行政的観点に基づいた審査もあわせて実施した。

6 監査の結果

監査した財務に関する事務及び行政事務については、概ね適正に執行されていると認められた。監査対象に対しては、次のとおり改善について検討を求める事項として意見を付す。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

【三井小学校】

「意見」

避難訓練は毎学期 1 回実施しているが、様々な場所、時間等を想定し、緊急時に速やかな行動ができるよう実践していただきたい。

【大屋小学校】

「意見」

教職員の多忙化の解消が課題となっているが、紙媒体から ICT を活用した公務の合理化を推進し労務環境改善に努めていただきたい。